

個人町県民税(住民税)の概要

1) 個人の町県民税(住民税)

町内に住所を有する個人には、町民税及び県民税が課税されます。この両者は、納税の方法や、課税のしくみが同一であり、納付も一緒に行われることから両者を総称して住民税と呼ばれています。

①個人の町民税

町民税には、個人の町民税と法人の町民税があり、それぞれの課税基準によって均等割と所得割法人税は均等割と法人税割に区分されています。

②個人の県民税

個人の県民税は群馬県の税金ですが、納税者や課税所得金額が個人の町民税と同じなので納税の便宜を図るため、町が個人の町民税と合わせて課税し徴収しています。

2) 個人の町県民税の申告

個人の町県民税は、適正に課税するために納税者から申告していただくことになっています。申告書の提出期限は、毎年3月15日です。ただし、以下に該当する方は申告不要です。

■町県民税の申告をしなくてもよい人

- (1) 所得税の確定申告書を提出した人
- (2) 前年中の所得が給与所得のみで、勤務先から町役場へ給与支払報告書が提出されている人。
年末調整が済んでいる人。

※所得税では、給与所得の年末調整が済んでいて給与以外の所得が20万円以下の人は、確定申告をする必要はありません。ただし町県民税は、申告しなければなりません。

※公的年金等の収入金額が400万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下であるときは、確定申告書を提出する必要はありませんが、住民税の申告が必要な場合があります。

3) 納める人(納税義務者)

個人の町県民税の納税義務者は、次の通りです。

納税義務者	納める税額
町内に住所がある人	均等割額と所得割額の合計額
町内に事業所、事業所または家屋敷がある人で町内に住所が無い人	均等割額

※町内に住所があるか、また事業所があるかどうかは、毎年1月1日現在(これを賦課期日といいます。)の状況で判断します。

【例】令和3年1月1日にみなかみ町に住所があれば、1月2日に転出しても、令和3年度町民税・県民税はみなかみ町に納めていただくことになります。



4) 町県民税のかからない人(非課税の人)

町民税・県民税は、それぞれの所得に応じて課税されますが、年間を通して所得のなかった人や次の要件に該当する人は、均等割や所得割がかかりません。

■均等割も所得割もかからない人

(1) その年の1月1日現在、生活保護法によって生活扶助を受けている人

(2) その年の1月1日現在、障害者・未成年者・寡婦またはひとり親に該当する人で、前年中の所得が135万円以下であった人

※135万円とは？

給与収入金額: 2,043,999円まで

65歳以上の人の年金収入金額では、2,450,000円まで

65歳未満の人の年金収入金額では、2,166,667円まで

※他の所得がある人は、その所得額が上記に合算されます。

■均等割がかからない人

前年の合計所得金額が次の算式で求めた額以下の人

本人と控除対象配偶者および扶養親族を合わせた人数に28万円を乗じ、10万円を加算した金額(控除対象配偶者および扶養親族がいる場合、さらに16万8千円を加算した金額)以下の人

扶養人数	所得金額
なし	38万円以下
1人	82万8千円以下
2人	110万8千円以下
3人	138万8千円以下

■所得割がかからない人

前年中の総所得金額等が次の算式で求めた額以下の人

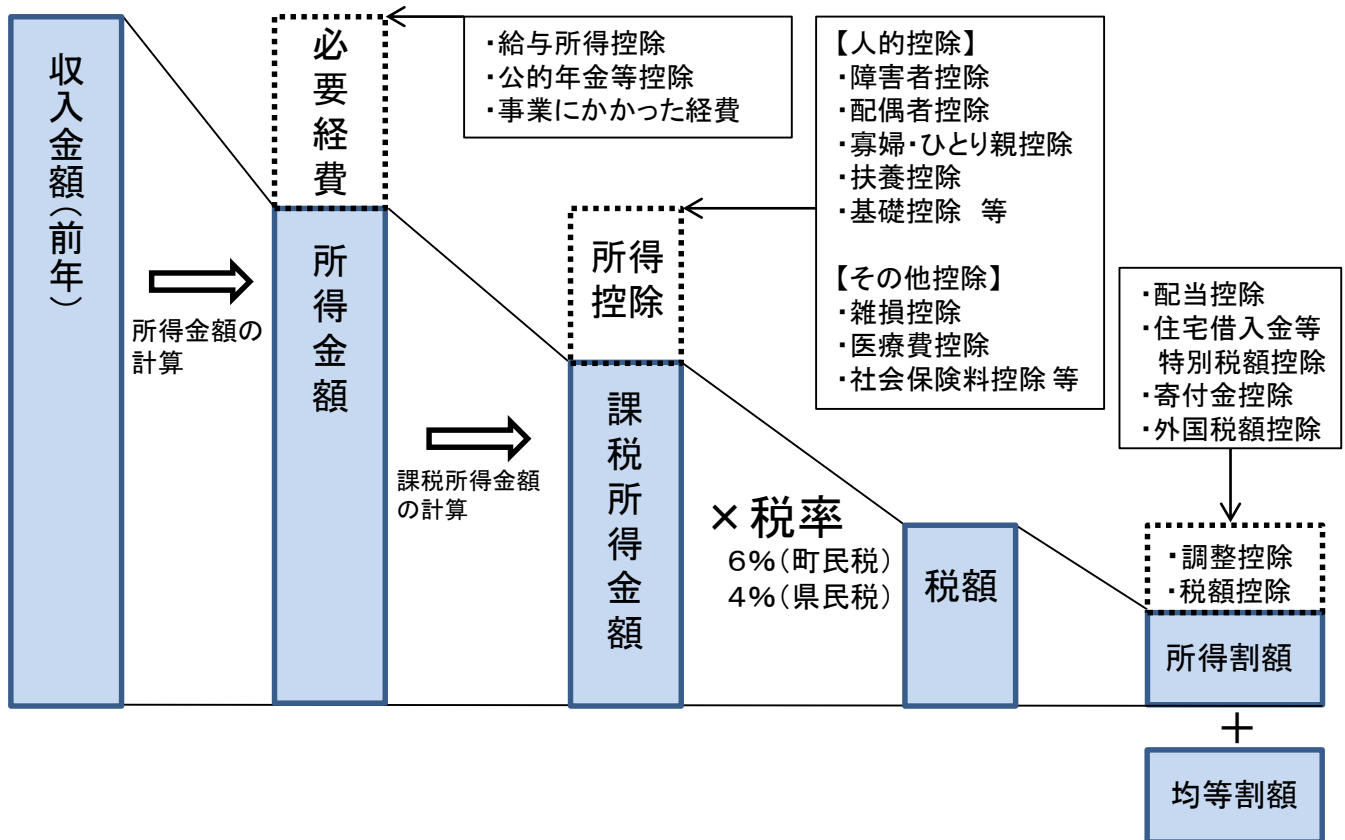
本人と控除対象配偶者および扶養親族を合わせた人数に35万円を乗じ、10万円を加算した金額(控除対象配偶者および扶養親族がいる場合、さらに32万円を加算した金額)以下の人

扶養人数	所得金額
なし	45万円以下
1人	112万円以下
2人	147万円以下
3人	182万円以下



5) 税額の計算

■課税のしくみ



■均等割額【年額 町民税3,500円 県民税2,200円】

地方行政は、住民生活に直接関わる業務が多いことから、その応益性に着目して、そのために要する経費の一部を広く住民へ負担を求め、行政に参画することを期待するいわゆる負担分担という性格をもっています。

(3,500円(町民税)
2,200円(県民税))

※平成26年度から2023年度までは、防災施策に必要な財源確保のため、町民税500円・県民税500円、また、ぐんま緑の県民税導入により県民税700円が上乗せとなります。

区分	町民税均等割	県民税均等割	合計
上乗せ前の均等割税額	3,000円	1,000円	4,000円
東日本大震災からの復興を図る基本理念に基づき実施する防災施策の財源(平成26~2023年度)	500円	500円	1,000円
ぐんま緑の県民税(平成26~2023年度)		700円	700円
合計	3,500円	2,200円	5,700円

■所得割額【町民税6% 県民税4%】

所得税と同じく所得を基準として課税するもので、所得金額の計算方法は、所得税と同一とされています。ただ、市町村民税の性格等を踏まえ、課税所得の範囲については、地方税法で特別な定めを設けるとともに、所得控除については、その内容及び控除額について所得税と異なるものとしています。



6) 所得金額

所得割の税額計算の基礎は所得金額です。

所得金額は、一般に収入金額から必要経費を差し引いて算出されます。

なお、町民税は前年中の所得を基準にして計算されますので、例えば令和3年度の町民税は、令和2年中の(1月1日～12月31日)の所得金額が基準となります。

★所得の種類と所得金額の算出方法

所得の種類		所得金額の計算方法	
総合課税	給与所得	給料・賃金・賞与・パート・アルバイト 収入金額－給与所得控除－所得金額調整控除	
	雑所得	公的年金等 収入金額－公的年金等控除	
		他の所得に当てはまらない所得 収入金額－必要経費	
	事業所得	営業・農業・保険外交員など 収入金額－必要経費	
	不動産所得	地代・家賃・権利金・駐車場代など 収入金額－必要経費	
	配当所得	株式や出資の配当 収入金額－株式などの元本取得のために要した負債の利子	
	総合譲渡所得	自動車・機械などの財産を売った場合	【長期】(収入金額－取得費－譲渡費用－特別控除額)×1/2
			【短期】(収入金額－取得費－譲渡費用－特別控除額)
			特別控除額:最高50万円(長期、短期あわせて)
一時所得	生命保険満期返戻金、懸賞当選の金品など (収入金額－必要経費－特別控除額)×1/2		
利子所得	公社債・預貯金の利子 収入金額＝所得金額		
分離課税	分離譲渡所得	土地や建物等の譲渡 収入金額－取得費等－(特別控除額)	
		株式等の譲渡 収入金額－(取得原価＋諸費用)	
	上場株式等の配当所得	株式や出資の配当 収入金額－株式などの元本取得のために要した負債の利子	
	山林所得	山林の伐採や譲渡 収入金額－必要経費－特別控除額	
	退職所得	退職金・一時恩給等 (収入金額－退職所得控除額)×1/2	

【非課税所得】

次のような所得は非課税所得として区分され、金額の多少に関わらず所得税や町県民税の対象になりません。

- ① 傷病者や遺族などが受け取る年金や恩給など
- ② 損害保険金、損害賠償金、慰謝料など
- ③ 雇用保険の失業給付
- ④ 宝くじの当選金品など



7) 給与所得の計算

給与所得については、必要経費にかわるものとして給与所得控除を収入金額から差し引くことになっています。給与所得の金額は、給与の収入金額に応じて次のように計算されます。ただし、2カ所以上から給与の支払いを受けた場合は、合計した金額を収入金額として計算します。

給与収入金額の合計額		給与所得金額
	550,999円まで	0円
551,000円から	1,618,999円まで	収入金額－550,000円
1,619,000円から	1,619,999円まで	1,069,000円
1,620,000円から	1,621,999円まで	1,070,000円
1,622,000円から	1,623,999円まで	1,072,000円
1,624,000円から	1,627,999円まで	1,074,000円
1,628,000円から	1,799,999円まで	収入金額÷4=A(千円未満切り捨て) A×4×60%+10万円
1,800,000円から	3,599,999円まで	収入金額÷4=A(千円未満切り捨て) A×4×70%－80,000円
3,600,000円から	6,599,999円まで	収入金額÷4=A(千円未満切り捨て) A×4×80%－440,000円
6,600,000円から	8,499,999円まで	収入金額×90%－1,100,000円
8,500,000円～		収入金額－1,950,000円

8) 公的年金の所得の計算

公的年金等の収入金額から公的年金等控除額を差し引いた額が、雑所得となります。

公的年金等の所得金額は、年齢区分に応じ、下記表の「収入金額の合計額」に当てはめ、その当てはまる行の右側の欄が公的年金等に係る雑所得の金額です。なお、公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円を超える場合は計算が変わりますので、詳細は税務課までお問い合わせください。

年齢区分	公的年金等の収入金額の合計額		公的年金等の所得金額
65歳未満		1,299,999円まで	収入金額－600,000円
	1,300,000円から	4,099,999円まで	収入金額×75%－275,000円
	4,100,000円から	7,699,999円まで	収入金額×85%－685,000円
	7,700,000円から		収入金額×95%－1,455,000円
65歳以上		3,299,999円まで	収入金額－1,100,000円
	3,300,000円から	4,099,999円まで	収入金額×75%－275,000円
	4,100,000円から	7,699,999円まで	収入金額×85%－685,000円
	7,700,000円から		収入金額×95%－1,455,000円



※所得金額調整控除について

○令和2年度税制改正により、所得税と同様に下記のとおり所得金額調整控除制度が創設になりました。

1 子ども・特別障害者等を有する人等の所得金額調整控除

その年の給与等の収入金額が850万円を超える給与所得者で、次の〈適用対象者〉イ～ハのいずれかに該当する給与所得者(注)の総所得金額を計算する場合に、下記の算式による所得金額調整控除額を給与所得から控除します。(措法41の3の3①⑤)。なおこの控除は、その年最後に給与等の支払を受ける日の前日までに、給与の支払者に所得金額調整控除額申告書を提出することで、年末調整において適用することができます(措法41の3の4①)。

〈適用対象者〉

イ 本人が特別障害者に該当する人

ロ 年齢23歳未満の扶養親族を有する人

ハ 特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する人

〈算式〉

所得金額調整控除額(1円未満の端数切上)

$$= \{ \text{給与等の収入金額} (1,000 \text{万円超の場合は} 1,000 \text{万円}) - 850 \text{万円} \} \times 10\%$$

(注)この控除は、扶養控除と異なり、同一生計内のいずれか一方のみの所得者に適用するという制限がありません。従って、例えば、夫婦ともに給与等の収入金額が850万円を超えており、夫婦の間に1人の年齢23歳未満の扶養親族である子がいるような場合には、その夫婦双方が、この控除の適用を受けることができます。

2 給与所得と年金所得の双方を有する人に対する所得金額調整控除

その年において、次の〈適用対象者〉に該当する人の総所得金額を計算する場合に、下記の算式による所得金額調整控除額が給与所得から控除されます(措法41の3の3②⑤)。なお、公的年金等に係る確定申告不要制度における公的年金等に係る雑所得以外の所得金額を算定する場合には、この所得金額調整控除額を給与所得の金額から控除されます(措法41の3の3⑥)。

〈適用対象者〉

その年分の給与所得控除後の給与等の金額と公的年金等に係る雑所得の金額がある給与所得者で、その合計額が10万円を超える人

〈算式〉

所得金額調整控除額(注)

$$= \{ \text{給与所得控除後の給与等の金額} (10 \text{万円超の場合は} 10 \text{万円}) + \text{公的年金等に係る雑所得の金額} (10 \text{万円超の場合は} 10 \text{万円}) \} - 10 \text{万円}$$

(注)上記1の所得金額調整控除の適用がある場合は、その適用後の給与所得の金額から控除します。



9) 所得控除

納税者の実情に応じた税負担を求めめるために、その納税者に配偶者や扶養親族があるかどうか、病気や災害などによる臨時の出費があるかどうかなどの、個人的な事情を考慮し所得金額から次の金額を差し引くことになっています。

★ 控除の種類と控除額の計算方法

所得控除	要件	控除額	
雑損控除	災害や盗難などにより資産に損害を受けた場合	次の①と②のいずれか多い方の金額 ①(損失額－補てん金額)－総所得金額等の合計額の10% ②災害関連支出の金額－5万円	
医療費控除	医療費を支払った場合	(支払った医療費－補てん金額)－(10万円か総所得金額等の合計額の5%のいずれか少ない方の金額) 限度額200万円 <医療費控除の特例(セルフメディケーション税制):平成30～> (支払った一定のスイッチOTC医薬品の購入費－保険等により補てんされた金額)－12,000円 限度額88,000円 ※特例を受ける場合は、医療費控除の適用を受けることができません。	
社会保険料控除	社会保険料(健康保険料、年金の掛金、介護保険料・後期高齢者医療保険料など)を支払った場合	支払った金額	
小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済等掛金や心身障害者扶養共済の掛金を支払った場合	支払った金額	
生命保険料控除	①生命保険契約等 ②個人年金保険契約等 ③介護医療保険契約等の保険料や掛金を支払った場合	①～③の契約ごとに計算した控除額の合計額(上限7万円) 旧契約(平成23年12月31日以前に契約)だけの場合	
		支払保険料	控除額
		15,000円以下のとき	全額
		15,000円超え 40,000円以下	支払保険料×1/2+7,500円
		40,000円超え 70,000円以下	支払保険料×1/4+17,500円
		70,000円超え	35,000円
		新契約(平成24年1月1日以降に契約)だけの場合	
		支払保険料	控除額
		12,000円以下のとき	全額
		12,000円超え 32,000円以下	支払保険料×1/2+6,000円
32,000円超え 56,000円以下	支払保険料×1/4+14,000円		
56,000円超え	28,000円		
		・旧契約と新契約の両方がある場合、旧契約と新契約の控除額の合計である上限28,000円か旧契約の控除額の上限35,000円のいずれか大きい金額	
地震保険料控除	居住用家屋や生活用動産を保険等の目的とし、かつ、地震等を直接または間接の原因とする火災等による損害により生じた損失の額を補てんする保険金等が支払われる損害保険契約等に係る地震等損害部分の保険料等を支払った場合	①地震保険料だけの場合	
		支払保険料	控除額
		50,000円以下	1/2
		50,001円以上	25,000円
		②旧長期(保険等の期間が10年以上で満期返戻金があり、平成18年12月31日までに締結したもの)損害保険料だけの場合	
		支払保険料	控除額
		5,000円以下	全額
		5,001円以上 15,000円以下	支払保険料×1/2+2,500円
		15,001円以上	10,000円
		①と②で求めた金額の合計額 限度額25,000円	



配偶者控除	配偶者の合計所得金額が48万円以下の場合	33万円 老人配偶者(70歳以上)の場合は38万円
配偶者特別控除	合計所得金額が1,000万円以下の納税義務者が生計を一にする配偶者で合計所得金額が48万円超133万円未満の場合	下段【配偶者特別控除早見表】参照
扶養控除	生計を一にする16歳以上の親族で、合計所得金額が48万円以下の場合	一般の扶養親族の場合33万円 特定扶養親族(19歳以上23歳未満)の場合45万円 老人扶養親族(70歳以上)の場合38万円
		老人扶養親族のうち、納税義務者またはその配偶者の直系尊属で、同居している場合45万円
障害者控除	本人、控除対象配偶者または扶養親族が障害者の場合	障害者1人に付き26万円 特別障害者の場合30万円 同居特別障害者の場合53万円
寡婦控除	①合計所得金額500万円以下の方で、夫と死別、もしくは離婚または夫の生死が不明かつ扶養親族を有している場合	26万円
ひとり親控除	扶養親族である子を有する独身の父母で、かつ、合計所得金額が500万円以下の場合	30万円
勤労学生 控除	本人が勤労学生で、合計所得金額が75万円以下で、勤労によらない所得が10万円以下の場合	26万円
基礎控除	合計所得2,500万円以下の納税義務者すべてに適用	43万円(合計所得金額2,400万円以上から逡減)

配偶者控除および配偶者特別控除額一覽

配偶者の合計所得金額			納税者本人(扶養する人)の合計所得金額 (給与所得のみの場合の収入金額)			【参考】配偶者が給与所得のみの場合の収入金額
			900万円以下 (1,120万円以下)	900万円超950万円以下 (1,120万円超1,170万円以下)	950万円超1,000万円以下 (1,170万円超1,220万円以下)	
配偶者控除	70歳未満 (控除対象配偶者)	48万円以下	33万円	22万円	11万円	103万円以下
	70歳以上 (老人控除対象配偶者)		38万円	26万円	13万円	
配偶者特別控除	48万円超 95万円以下		33万円	22万円	11万円	103万円超155万円以下
	95万円超 100万円以下		31万円	21万円	11万円	155万円超160万円以下
	100万円超 105万円以下		26万円	18万円	9万円	160万円超166万8千円未満
	105万円超 110万円以下		21万円	14万円	7万円	166万8千円以上175万2千円未満
	115万円超 120万円以下		16万円	11万円	6万円	175万2千円以上183万2千円未満
	120万円超 125万円以下		11万円	8万円	4万円	183万2千円以上190万4千円未満
	125万円超 130万円以下		6万円	4万円	2万円	190万4千円以上197万2千円未満
	130万円超 133万円以下		3万円	2万円	1万円	197万2千円以上201万6千円未満
	123万円超		0万円	0万円	0万円	201万円6千円以上



10) 税額控除

【調整控除】

税源移譲に伴い生じる所得税と個人住民税の人的控除額(基礎控除、扶養控除等)の差額に基づく負担増を調整するため、平成19年度分から適用された税額控除です。

■合計課税所得金額が200万円以下の場合

AまたはBのいずれか少ない金額の5%(町民税3% 県民税2%)

A 所得税との人的控除額の差の合計額

B 合計課税所得金額

■合計課税所得金額が200万円を超える場合

AからBを控除した金額の5%。ただし5万円を下回る(マイナスを含む)場合は、5万円の5%

A 所得税との人的控除額の差の合計額

B 合計課税所得金額から200万円を控除した金額

税目		人的控除額差	(参考)人的控除額	
			所得税	住民税
障害者控除	普通	1万円	27万円	26万円
	特別	10万円	40万円	30万円
寡婦控除		1万円	27万円	26万円
ひとり親控除		5万円	35万円	30万円
勤労学生控除		1万円	27万円	26万円
配偶者控除	一般	5万円	38万円	33万円
	老人	10万円	48万円	38万円
扶養控除	一般	5万円	38万円	33万円
	特定(16歳~22歳)	18万円	63万円	45万円
	老人(70歳以上)	10万円	48万円	38万円
	同居老親	13万円	58万円	45万円
同居特別障害者加算		12万円	35万円	23万円
配偶者特別控除	48万円超95万円未満	5万円	38万円	33万円
	95万円以上100万円以下	3万円	36万円	33万円
基礎控除		5万円	48万円	43万円

(平成31年度分個人住民税から適用)

・配偶者控除

所得割の納税義務者の 合計所得金額	人的控除差	
	一般	老人
900万円以下	5万円	10万円
900万円超950万円以下	4万円	6万円
950万円超1,000円以下	2万円	3万円

・配偶者特別控除

所得割の納税義務者の 合計所得金額	人的控除差	
	48万円超95万円以下	95万円超100万円以下
900万円以下	5万円	3万円
900万円超950万円以下	4万円	2万円
950万円超1,000円以下	2万円	1万円



【配当控除】

対象となる配当所得がある場合、国税において法人税と所得税の二重課税を排除する趣旨と同様に地方税においても法人税と住民税の二重課税を排除するため、算出所得割額から一定の配当控除を行います。

【寄付金税額控除】

前年中に、都道府県・市区町村（ふるさと納税）、住所地の共同募金会、日本赤十字社支部に対する寄付金を支出し、当該寄付金の合計額が2千円を超える場合には、調整控除後の所得割の額から所定の算式で計算した金額を控除します。

＜寄附金税額控除額の求め方＞

控除額は次の基本控除額、特例控除額（ふるさと納税のみの適用）を合わせた金額になります。

基本控除額

町民税控除額＝（寄附金の合計額－2,000円）×6%

県民税控除額＝（寄附金の合計額－2,000円）×4%

※寄附金の合計額は総所得金額の30%が上限です。

特例控除額

控除額＝（都道府県・市区町村への寄附金の合計額－2,000円）×{90%－(0～45%×1.021)}

うち町民税特例控除額＝控除額×3/5

うち県民税特例控除額＝控除額×2/5

※特例控除額は町・県民税所得割額の2割が上限です。（平成27年度（平成26年分）までは1割が上限です。

0～45%は所得税の限界税率（所得に応じて段階的に適用される税率のうち最も高い税率）です。

【外国税額控除】

外国で所得税及び住民税に相当する税が課税されたときは、国際間の二重課税となるので、これを調整するために一定の方法により県民税所得割、町民税所得割の順に控除されます。

【配当割額控除額・株式等譲渡所得割額控除額】

所得割の納税義務者が前年において配当割又は株式等譲渡所得割を課された場合において、翌年の4月1日の属する年度分の町県民税申告書（確定申告書を含む。）にこれらに関する必要事項を記載した場合には、当該配当割額又は株式等譲渡所得割を所得割の額から控除されます。控除される金額の計算は以下のとおりです。

配当割額

・町民税：配当割額×3/5

・県民税：配当割額×2/5

株式等譲渡所得割額

・町民税：株式等譲渡所得割額×3/5

・県民税：株式等譲渡所得割額×2/5

【住宅借入金等特別税額控除】

平成11年から平成18年まで及び平成21年から平成33年12月31日までに入居された人で、前年の所得税から控除しきれない住宅借入金等特別控除額がある人が対象となり、一定の金額が所得割から控除されます。

